

「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」 の概要

Outline of the ‘Manual of “Hantei” (Advisory Opinion) for Essentiality Check’

古田 敦浩*
Atsuhiko FURUTA

〔抄録〕

平成29年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会によって取りまとめられた報告書を受け、特許庁において、判定制度を活用して標準必須性に係る判断を示すため、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」を、パブリックコメントを実施した上でまとめ、平成30年4月から当該手引きに基づく標準必須性に係る判断のための判定制度の運用を開始している。本稿では、当該手引き及び運用についてその概要を紹介する。

判定対象のイ号が実際の実施品ではなく標準規格文書に基づく仮想のものとなる点、この仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属し、特許発明が標準必須であることを求める積極的な請求のみが可能である点が本運用の大きな特徴としてあげられる。

当事者の間に特許発明の標準必須性に関する争いがあり、仮想イ号が標準規格文書から特定でき、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するとの請求を求める場合に本運用の判定を求めることが可能である。

本運用における審理においては、両当事者の主張・立証を踏まえ、審判合議体が判定書においてその判断を示す。本運用における判定書の結論には仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するか否かが記載されるが、属するとの結論となった場合は、判定書の理由において、特許発明は標準必須といえる旨の標準必須性に係る判断についても言及される。逆に、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しないとの結論となった場合は、判定書の理由において、標準必須性に係る判断について言及されることはない。

また、特許庁の判定結果は全て公開され、判定に係る書類は閲覧の対象となる。

本運用の検討に携わった担当として、実際にこの標準必須性に係る判断のための判定が利用され、標準必須特許を巡るライセンス交渉の円滑化やその透明性向上に役立つことを期待する。

1. はじめに

特許庁は、「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」（以下、「本手引き」という。）をまとめて公表し¹⁾、平成30年4月から、標準必須性に係る判断のための判定制度の運用（以下、「本

運用」という。）を開始しています。

その背景については本手引きの1～2ページに記載していますが、その概要は以下のようなものです。

昨今、IoTの浸透により、様々な業種の企業が

* 特許庁審判部審判課審判企画室 課長補佐

Deputy Director, Trial and Appeal Policy Planning Office, Trial and Appeal Department, Japan Patent Office

情報通信分野における標準規格を利用する必要性が増大しつつあることに伴い、標準必須特許を巡るライセンス交渉の当事者が拡大しつつあり、特許の必須性についても見解の乖離が生じるなど、ライセンス交渉の態様にも変化が生じています。このような状況を受け、平成 29 年度の産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会によって取りまとめられた報告書では、「特許庁が、公正・中立な立場から、標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断を公に示すことにより、特許が標準必須であるかについての予見可能性及び透明性が向上し、当事者以外にとってもライセンス交渉を円滑化する効果を持つと考えられる。このため、判定（特許法第 71 条）の請求において、特許発明の標準必須性に係る判断を求めることができるようにすべき」とされました。

本運用は、この報告書を受け²⁾、本手引き案に対するパブリックコメントの結果も踏まえ³⁾、判定制度の新たな運用として開始したものです。

2. 判定制度について

ある対象が特許発明の技術的範囲に属するかどうかを判断する判定制度は特許庁で長く運用されてきた制度であり、今でも年 50～100 件程度の請求がありますが⁴⁾、本手引きの 2～3 ページで、この判定制度について以下のように説明しています。

特許法第 71 条の規定を根拠法令とする判定制度とは、特許発明に係る者の求めに応じて、特許権の設定に関与した特許庁が、その高度な専門的、技術的知見を生かし、その特許発明の技術的範囲について中立・公平な立場から公的な見解を表明する制度です。

判定の求めがあったときに指定される 3 名の審判官からなる合議体が判定していることは、請求人が特定する実施対象（イ号）物件（方法）が特許発明の技術的範囲に属するか否かです（図 1）。また、特許庁の判定結果は全て一般に広く公開され、判定に係る書類は閲覧の対象となります。

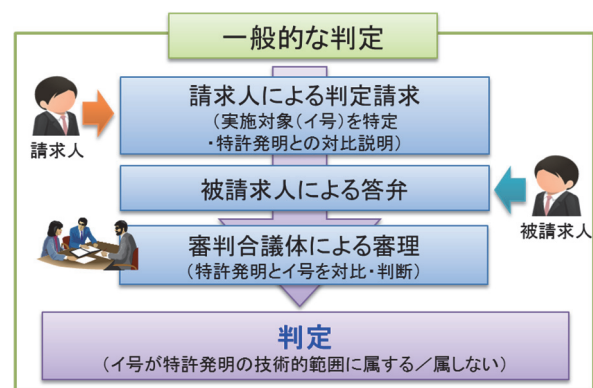


図 1 一般的な判定

判定は、特許発明の技術的範囲についての特許庁（合議体）の公的な見解の表明であって、鑑定的性質をもつにとどまり、法的拘束力はありませんが、高度に専門的・技術的な行政官庁である特許庁が行う鑑定であり、社会的に十分尊重され、権威ある判断の一つであると言われています。（本手引きにおいては、標準必須性に係る判断のための判定以外の通常の判定のことを「一般的な判定」といいます。）

3. 標準必須性について

本運用においては、標準必須性とは何かということが問題となることから、本手引きの 3～4 ページで、以下のように標準必須性について説明をしています。

標準は、各技術分野において製品等が守るべき技術仕様をまとめたものです。

標準規格に準拠する製品等は、標準規格文書において不可欠とされる構成（技術事項）を全て有します。

このような「標準規格に準拠する製品等」（標準規格文書において不可欠とされる構成を全て有する製品等）の実施（製造等）が、特定の特許発明を利用することなく行えない場合、すなわち、その「標準規格に準拠する製品等」がその特許発明の技術的範囲に属する場合、その特許発明は、当該標準に必須の発明であるといえます。そして、このように特許発明が標準に必須であるかどうかという性質のことを「特許発明の標準必須性」といい、標準に必須の発明に係る特許は「標準必須特許」と呼ばれます。

ここで、本手引きにおいて上記のように記載しているとおり、本運用においては、特許発明の標準必須性とは、特許発明が技術的に回避不可能であるかどうかという、いわゆる技術的必須性のことをいうことにご注意いただきたいと思います。つまり、特許発明が技術的に回避可能である場合に回避手段が経済的に合理的かどうかということまで含めた商業的必須性について判断をすることは、本運用ではありません。

4. 判定制度を活用した標準必須性に係る判断の概要

記載順では多少前後しますが、本手引きの5～6ページで、以下のとおり判定制度を活用した標準必須性に係る判断の概要について説明しています。

判定により、標準規格文書において不可欠とされる構成のみからなる仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するとされる場合、当該仮想イ号の各構成を含め標準規格文書において不可欠とされる構成を全て有する「標準規格に準拠する製品等」は、必ずその特許発明の技術的範囲に属することになり、当該特許発明は標準必須であるといえると考えられます（図3）。

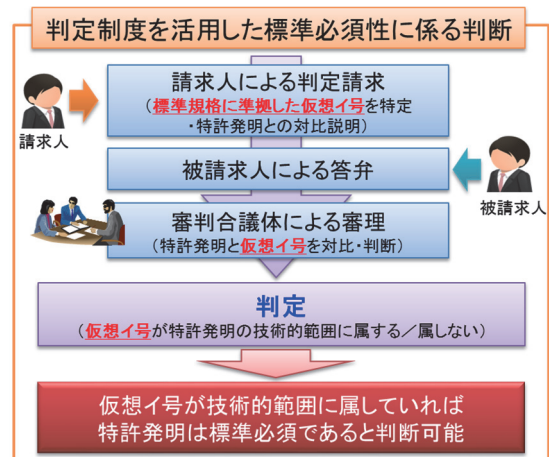


図3 判定制度を活用した標準必須性に係る判断

このように、実施イ号が特許発明の技術的範囲に属するか否かを判断する一般的な判定における判断と同様の判断を、標準規格に準拠した仮想イ号に対して行うことにより、標準必須性に係る判断をすることもできると考えられます。ここで、イ号は、一般的な判定においては実施品ですが、標準必須性に係る判断のための判定においては標準規格文書に基づく仮想のものとなります。このように判定が仮想のイ号に対するものとなること、本運用の一つの大きな特徴となります。

5. 本運用の対象について

本手引きの7ページにおいて、本運用の対象となる場合について以下のようにまとめています。

本運用の対象

- ① 当事者（請求人と被請求人）の間に特許発明の標準必須性に関する争いがあること（ここでいう争いは特定の特許発明の標準必須性に関するものであることを必要とし、ライセンス交渉をしているが特定の特許発明の標準必須性について争っていないような場合は含みません。）
- ② 標準化団体等がまとめた標準規格文書において不可欠とされる構成のみから仮想イ号が特定できること（標準規格文書は、標準化団体等によりまとめられたもので、証拠として提出できるものに限りま。）
- ③ 特定された仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するとの請求を求めること（仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しないことを求める趣旨の判定は、標準必須性に係る判断のための判定としてはできません。）

これらの条件は、以下のような検討によるものです。

(1) 当事者の間に特許発明の標準必須性に関する争いがあること

本運用は、当事者の間に特許発明の標準必須性に関する争いがあることが前提となりますが、これは本手引きの4ページに以下のように記載している、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益に関する整理に基づくものです。

判定の請求においては、法律上の利害関係は必要ではありませんが、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益は必要であると考えられます。

当事者間のライセンス交渉において、特定の

標準規格に基づき特定の特許発明の標準必須性に関して争いとなっている場合については、その紛争を解決するという利益があることから、標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益があると考えられます。

これに対して、相手方のいない場合など、当事者間における特許発明の標準必須性に関する争いがない場合は、このような標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益がないといえます。このような場合は、不適法な判定の請求であるとして決定により却下されます。

(2) 仮想イ号が標準規格文書から特定できること

上でも書いたとおり、標準必須性に係る判断のための判定では、その前提として、特許発明の技術的範囲への属否判断の対象となる仮想イ号が標準規格文書から特定できることが必要です。このことは本手引きの4～5ページで以下のように記載しています。

標準必須性に係る判断のための判定においては、標準規格文書において不可欠とされる構成のみから、判定を求める特許発明の構成要件に対応するように構成を具体的に特定した仮想対象物品等（以下、「仮想イ号」又は「標準規格に準拠した仮想イ号」という。）を対象とすることが必要です（図2）。

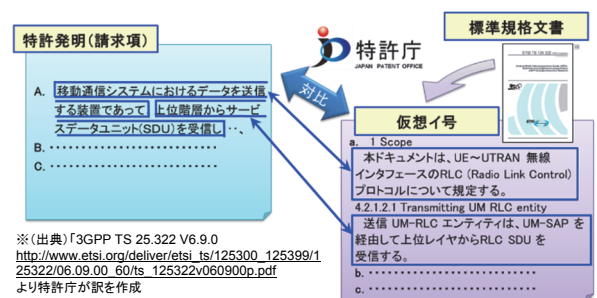


図2 仮想イ号

本運用の対象となる標準は、標準化団体等の標準を策定する1つの主体により、製品等が守るべき技術仕様として、標準規格文書がまとめられており、それを特許庁に証拠として提出できるものに限ります（標準を策定する主体には多数の企業による標準策定プロジェクトも含まれますが、単独企業によるデファクトスタンダードや単なる製品仕様は含みません。）。

**(3) 仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属すると
の請求を求めること**

標準必須性に係る判断のための判定におけるもう一つの大きな特徴として、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属し、特許発明が標準必須であることを求める積極的な請求はできるが、逆の、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属さず、特許発明が標準必須でないことを求める消極的な請求はできないということがあります。このことは、イ号が仮想となるためにその特定に数多くの任意性があり、標準規格文書から特定されるある一つの仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しなかったとしても、他の特定の仕方による別の仮想イ号が特許請求の範囲に属する可能性を排除することはできず、ある特許発明が標準必須でないとする判断は非常に難しいことから来ています。このことは、本手引きの6~7ページに以下のように記載しています。

他方、請求人によって特定された仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しなかったとしても、「特許発明は標準必須でない」とまでは必ずしもいえません。これは、標準規格文書には通常非常に多くの技術事項が含まれており、標準規格文書中において不可欠とされる構成の特

定の仕方によって多数の異なる仮想イ号が特定され得ることから、請求人によって特定された仮想イ号とは異なる仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属し、特許発明が標準必須であることがあり得るためです（図4）。

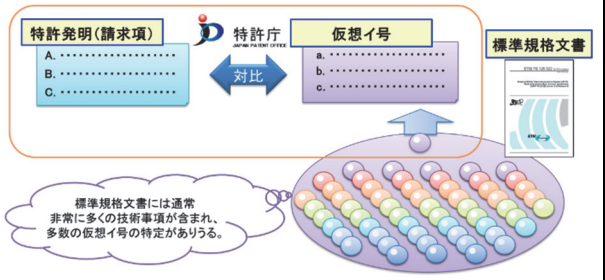


図4 標準規格文書、仮想イ号及び特許発明の関係

したがって、標準必須性に係る判断のための判定としては、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属することを求める趣旨の請求であることが必要であり、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しないことを求める趣旨の判定は、標準必須性に係る判断のための判定としてはできません。

6. 標準必須性に係る判断のための判定請求書について

上記の対象の場合に、標準必須性に係る判断のための判定の請求を検討する際に役立ててもらうために、本手引きの8ページ以降で、本運用の判定請求書の書き方や記載例等についても記載しています。

本運用は判定制度の新たな運用であり、判定請求書に用いる様式は一般的な判定と同じです。判定請求書において請求の趣旨や請求の理由等を記載していただく必要がありますが、本手引きでは、本運用における特徴的な点について特に説明して

います。なお、本稿では、以下で、本手引きの請求の趣旨及び請求の理由の記載における主な留意点を取り上げますが、細かな記載例等は省略しています。

(1) 請求の趣旨の記載

判定請求全体の趣旨を示す請求の趣旨の記載は重要であり、請求人が標準必須性に係る判断を求めている場合は、そのことをここで記載します。このことは、本手引きの8ページに以下のとおり記載しています。

標準必須性に係る判断のための判定を求める場合、まず、標準必須性に係る判断を求めていることを明らかにするため、判定請求書の請求の趣旨において、「標準必須性に係る判断のため、」と記載します。加えて、具体的にどの標準との関係で判断を求めているのかを明らかにするため、標準規格を名称等により参照すべき版も含め具体的に特定します。請求の趣旨を変更する補正は、要旨変更となり、認められないことから、請求の趣旨の記載には十分ご注意ください。

(2) 請求の理由の記載

請求の理由では、なぜ判定を請求するのかの必要性、判定の対象となる仮想イ号の構成、特許発明との対比等について、項目を分けて判定請求の具体的な理由を記載します。本手引きの9～13ページに、この請求の理由の記載における主な留意点として以下のようなことを記載しています。

ア. 判定請求の必要性の記載

標準必須性に係る判断のための判定を求め

る場合、判定請求書の「判定請求の必要性」の項目において、当事者間のライセンス交渉において特定の標準規格に基づき特定の特許発明の標準必須性に関して争いとなっていることについて、疎明するようにしてください。

イ. 仮想イ号の説明の記載

仮想イ号の説明の項目では、判定を求める特許発明の構成要件と対応する形で、標準規格文書において不可欠とされる構成のみからなる仮想イ号を一つ特定し、説明してください。一般的な判定と同様に、仮想イ号の説明のためのイ号図面やイ号説明書を添付書類として添付することもできます。

具体的には、特定した仮想イ号の各構成について、根拠となる標準規格文書における記載箇所及びその内容についての説明、並びに、当該構成が標準規格において不可欠であることの具体的な理由を記載することが必要です。単に技術常識であるとして根拠となる標準規格文書の記載箇所が示されていない場合や、当該構成が標準規格において不可欠であることの具体的な理由が示されていない場合、当該構成は、特許発明の技術的範囲への属否判断の前提となる仮想イ号の構成として認定されないことがあります。

また、仮想イ号の構成の特定は標準規格文書の記載に沿って行う必要があります。仮想イ号の構成を、標準規格文書の記載から特定される構成から実質的に変更したり、上位概念化又は下位概念化して特定することなどが無いよう十分注意してください。

ウ. 特許発明と仮想イ号との技術的対比の記載

「特許発明と仮想イ号との技術的対比」の項目では、特許発明の各構成要件と特定した仮想イ号の各構成との対応関係について、対比表を用いて具体的に説明してください。

一般的な判定と同様に、仮想イ号の構成が特許発明の構成要件を充足するか否かを示し、ある構成が形式的に充足するとはいえないとしても、当該構成の解釈により実質的に充足するといえる場合は、それらの解釈について、構成毎に分けて具体的に記載するようにしてください。

標準規格文書における用語の解釈が問題となる場合は、請求人がそのように解釈する理由を根拠（証拠等）とともに記載してください。

エ. 仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属し、本件特許発明は標準必須であるとの説明の記載

上記ウ. の技術的対比を踏まえ、次に、仮想イ号が本件特許発明の技術的範囲に属すること及び本件特許発明が標準必須であるとの説明を記載してください。

7. 本運用における審理及び判定書について

標準必須性に係る判断のための判定請求書が請求人により提出されると、方式等のチェックが行われた上で、判定請求書の副本が被請求人に送付

され、被請求人に答弁提出の機会が与えられます。ここで、被請求人は特許発明の標準必須性について争っている相手方であり、仮想イ号は特許発明の技術的範囲に属しないとの趣旨の答弁書を提出することが多いであろうと考えています。

これらの両当事者の主張・立証を踏まえ、審判合議体が判定書においてその判断を示します。本運用における判定書の結論には仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属するか否かが記載されますが、属するとの結論となった場合は、判定書の理由において、特許発明は標準必須といえる旨の標準必須性に係る判断についても言及されます。これに対して、仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しないとの結論になった場合は、判定書の理由において、標準必須性に係る判断について言及されることはありません。これは、上で書いたとおり、標準規格文書から特定されたある一つの仮想イ号が特許発明の技術的範囲に属しないからといって特許発明が標準必須でないといえるまでとは言えないためです。

8. 標準必須性に係る判断のための判定に関する Q&A について

本手引きの案についてパブリックコメントを実施しましたが、その中で質問又は意見が多かった点を中心に本運用の考え方をわかりやすく示すために以下のような Q&A も作成しました⁵⁾。本運用の利用を検討するにあたり、このような Q&A もあわせて参考にいただければと思います。

Q1: 特許発明は標準必須でないとの判断を求める請求はできないとされていますが、実施予定者から特許権者に対する判定の請求は考えられないのでしょうか。

A1: 手引きの7ページから8ページに記載のとおり、例えば、標準規格に準拠した特定のイ号の実施予定者から、「イ号は特許発明の技術的範囲に属しない」との一般的な判定を請求することができます。また、同8ページに記載のとおり、その際に、実施予定者が、標準規格に準拠した特定のイ号の一部の構成を標準規格文書から特定することも考えられます。

実施予定であるイ号が特許発明の技術的範囲に属しないとの判定結果が得られれば、特許発明が標準必須であるか否かを争う必要性がないことから、実施予定者側からすれば、そのような判断が得られれば十分に目的を達成できる場合も多いものと考えております。

Q2: 実施予定者側から標準必須性に係る判断のための判定を請求することは可能でしょうか。

A2: 可能です。特許権者が自身の特定の特許発明を標準必須でないと主張し、実施予定者がその特許発明を標準必須であると主張する場合に、特許権者を被請求人として実施予定者が標準必須性に係る判断のための判定を請求することが考えられます。

Q3: 標準必須性に関する争いの当事者以外の第三者が標準必須性に係る判断のための判定の請求人になれるのでしょうか。

A3: 標準必須性に係る判断のための判定を請求できるのは標準必須性に関する争いの当事者です。それ以外の者が標準必須性に係る判断のための判定を請求する利益はないと考えますので、標準必須性に関する争

いの当事者以外の第三者が標準必須性に係る判断のための判定を請求することはできません。

Q4: 標準必須特許に係るライセンス交渉においては、交渉当事者間で秘密保持契約を締結することがあり、同契約の対象となる事項が標準必須性に係る判断に必要とされる場面があります。そのような場面において、標準必須性に係る判断のための判定を請求することができるのでしょうか。

A4: 標準必須特許に係るライセンス交渉において交渉当事者間に秘密保持契約が存在し、そもそも判定の対象となる仮想イ号に関する説明が秘密保持契約の対象である場合、当事者間に特段の合意がない限りそのような仮想イ号に基づく標準必須性に係る判断のための判定の請求を行うことは契約違反になると考えられます。

Q5: 当事者間の「標準必須性に関する争い」とはどのようなものでしょうか。

A5: 手引きの7ページの記載のとおり、特許発明の標準必須性に関する争いとは、特定の特許発明の標準必須性に関するものを必要とし、ライセンス交渉をしているが特定の特許発明の標準必須性について争っていないような場合は含みません。つまり、単にライセンス交渉を持ちかけられているだけであって、その交渉において、特許発明と標準規格文書の対応箇所の対比の提示がない場合、そのような対比に基づき技術的な議論が行われていない場合、「標準必須特許かどうか不明なので確認したい」程度の議論しか行っていない

場合などは含みません。

Q6: 当事者間においてライセンス交渉はあるものの、標準必須性が争点となっていないような場合において、被請求人がその旨を答弁し、判定請求が決定により却下された場合、その結果はどのように取り扱われるのでしょうか。

A6: 判定請求が決定により却下される場合、請求人名、被請求人名、代理人名、結論及び却下の理由を記載した「判定請求の決定」が出されます。この「判定請求の決定」も判定書と同様に公開されます。

Q7: 「標準規格に準拠した仮想イ号」とはどのようなもののでしょうか。このような仮想イ号は請求人が特定したとおりに認定されるのでしょうか。

A7: 標準必須性に係る判断のための判定においては、判断の前提となる、標準規格に準拠した仮想イ号は、手引き4ページの記載のとおり、標準規格文書において不可欠の構成のみから特定されるものと定義しています。ここで、審判合議体は、標準規格において不可欠ではないと判断する構成はこのような仮想イ号の構成として認定しません。

Q8: 標準必須性に係る判断を行うための判定の請求において、1件の請求につき特定できる仮想イ号は1つのみでしょうか。

A8: 一般的な判定と同様に、標準必須性に係る判断を行うための判定の請求において、特定できる仮想イ号は1つのみです。

Q9: 適切に仮想イ号の特定を行いたい場合、どのような点に注意すれば良いでしょうか。

A9: 手引きの10ページの記載のとおり、請求人は、仮想イ号を標準規格文書の記載に沿って特定し、仮想イ号の構成を、標準規格文書の記載から特定される構成から実質的に変更したり、上位概念化又は下位概念化して特定することがないように注意してください。

したがって、請求人により特定された仮想イ号の一部の構成について、標準規格文書の記載箇所の説明がない場合、請求人が標準規格文書の記載箇所であると説明する部分に当該構成に対応する記載がない場合、記載があったとしても当該記載は請求人の説明とは異なる事項を特定している場合などは、請求人による仮想イ号の特定が不適切な例に該当します。このような場合、審判合議体において当該一部の構成は仮想イ号の構成として認定されないこととなります。そして、仮に、仮想イ号の全ての構成について認定できない場合は、仮想イ号自体を特定できないため、判定請求は決定により却下されることとなります。

Q10: 標準規格文書において、不可欠な構成なのか選択的なもの（オプション）なのか不明である事項について、仮想イ号の構成として特定することはできるのでしょうか。

A10: 標準規格文書において、不可欠な構成なのか選択的なもの（オプション）なのか不明である事項は、仮想イ号の構成として特定することはできません。不可欠な構成なのか選択的なものかについて、標準規格文

書に明記されていない場合も含め、請求人が仮想イ号の構成として特定する場合は、当該構成が標準規格において不可欠であることの具体的な理由を説明してください。

Q11：仮想イ号の特定に必要な標準規格文書の記載自体に誤記があった場合は、どのようにすれば良いでしょうか。

A11：仮想イ号の特定に必要な標準規格文書の記載自体に誤記がある場合、判定請求書の仮想イ号の説明の記載の欄において、標準規格文書の当該記載自体が誤記であることをその理由とともに記載して説明した上で仮想イ号を特定してください。

Q12：標準必須性に係る判断のための判定の請求のために特別な手数料がかかるのでしょうか。

A12：標準必須性に係る判断のための判定の請求にかかる手数料は、一般的な判定と同様、1件につき40,000円です。

また、特許庁の判定結果は全て公開され、判定に係る書類は閲覧の対象となります。ここで、営業秘密が記載されていることを理由とした判定に係る書類の閲覧制限を含む、不正競争防止法等の一部を改正する法律が、平成30年5月23日に可決・成立し、5月30日に法律第33号として公布されています⁶⁾、この法律が施行された後も、判

定における判断の前提となる仮想イ号の構成自体を営業秘密であるとして閲覧制限の対象とすることはできないと考えられることにもご注意いただきたいと思います。

9. 最後に

4月の本運用の開始後、本稿を執筆している7月20日現在でまだ実際の請求はありませんが、この標準必須性に係る判断のための判定について、担当として国内外で説明しており、標準必須特許を巡る問題が世の中で大きく取り上げられる中、本運用についても、問題の解決に向けた特許庁の取組の一つとして大きな注目を集めていると感じています。

企業等との意見交換を通じて、このような特許庁の取組に対する期待は高いと感じており、今後は具体的な案件について本運用が利用されることも出てくるのではないかと考えています。

本稿を読まれた方で、さらに本運用の詳細を知りたい、あるいは具体的に利用を検討したいということがありましたら、記載例等も含む本手引きを参照していただければと思います（海外の方への説明用に作成した本手引きの英語仮訳もあります⁷⁾）。そして、さらに質問や説明の依頼等ありましたら、特許庁審判部審判課審判企画室までご連絡いただければと思います。

本運用の検討に携わった担当として、実際にこの標準必須性に係る判断のための判定が利用され、標準必須特許を巡るライセンス交渉の円滑化やその透明性向上に役立つことを期待しています。

注)

- 1) 標準必須性に係る判断のための判定の運用開始と「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き」の公表について https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/hantei_hyojun.htm
- 2) 第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見

直しについて——産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会—— https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/oushintou/180215_tokkyo_houkoku.htm

- 3) 「標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き（案）」に対する意見募集の結果について https://www.jpo.go.jp/iken/180216_hantei_tebiki_kekka.htm

- 4) 特許行政年次報告書 2018 年版 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2018_index.htm
- 5) 標準必須性に係る判断のための判定に関する Q&A https://www.jpo.go.jp/seido/shinpan/files/hantei_hyojun/02.pdf
- 6) 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年 5 月 30 日法律第 33 号）https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/fuseikyousou_h300530.htm
- 7) Implementation of the New Operation of Advisory Opinion System to Determine Standard Essentiality and Publication of the ‘Manual of “Hantei” (Advisory Opinion) for Essentiality Check’ https://www.jpo.go.jp/torikumi_e/t_torikumi_e/hantei_hyojun_e.htm